

公民(三権の抑制と均衡)

国の権力は①(国会)、②(内閣)、③(裁判所)に分けられていて、国の政治組織を三権に分けることを④という。これは⑤に権力が集中して、権力が強大になり、国民の自由をおびやかすのを防ごうという考えにもとづいている。

ちなみに裁判所は通常の裁判以外に、国会によってつくられた法律や内閣が行う命令、処分、規則が憲法に違反していないかどうかを、具体的事件を通して審査する(⑥制)。

特に、最高裁判所は、法律などが合憲か違憲かについての最終決定権を持っており「⑦」と呼ばれることもある。

